

議案第5号

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる旨を規定するため、本案を提出する。